

(別添1)

1 基本手当の日額の算定の基礎となる賃金日額の範囲等(※)の引上げ

(1) 基本手当の日額の最高額及び最低額

	現 行	変 更 後
最高額	受給資格に係る離職の日における年齢に応じ、次のとおり。	
	① 60歳以上65歳未満 6,709円	→ 6,714円
	② 45歳以上60歳未満 7,805円	→ 7,810円
	③ 30歳以上45歳未満 7,100円	→ 7,105円
	④ 30歳未満 6,390円	→ 6,395円
最低額	1,840円	→ 1,840円 (変更なし)

(2) 基本手当の日額の算定に当たって80%を乗ずる賃金日額の範囲、80%から50%までの範囲で遡減する率を乗ずる賃金日額の範囲及び50%を乗ずる賃金日額の範囲

→ 別添2のとおり引き上げられる。

(例)

賃金日額が6,000円である60歳未満の受給資格者に係る基本手当の日額

(現行) (変更後)

4,442円 → 4,443円

賃金日額が9,000円である60歳未満の受給資格者に係る基本手当の日額

(現行) (変更後)

5,514円 → 5,517円

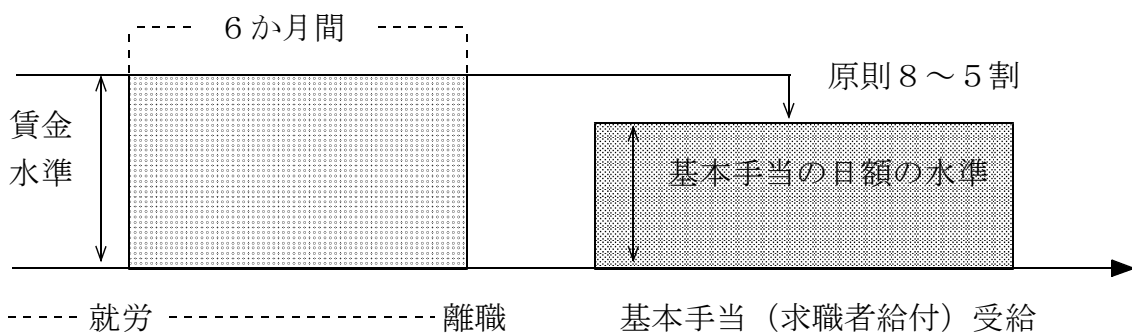
※ 賃金日額と基本手当の日額の関係

- ① 基本手当（求職者給付）の1日当たりの支給額を基本手当の日額という。
- ② 基本手当の日額については、離職前6か月間の平均賃金額を基に計算され、この離職前6か月間における1日当たりの平均賃金額を賃金日額という。
- ③ 基本手当の日額は、

賃金日額×給付率（80～50%）

賃金水準が低いほど高い給付率となる。
具体的な給付率は、別添2参照。

となる。



- 1日当たりの  の額： 賃金日額
- 1日当たりの  の額： 基本手当の日額

2 失業期間中に自己の労働による収入がある場合の基本手当の減額の算定に係る控除額(※)の引上げ

平成27年8月1日以後、

1,286円 → 1,287円 と引き上げられる。

(例) 賃金日額7,000円、基本手当の日額4,886円の者(60歳未満)が、失業の認定に係る期間(28日間)中に2日間内職し、内職により6,000円を得た場合の認定期間(28日分)の基本手当の支給額

1日当たりの減額分は、

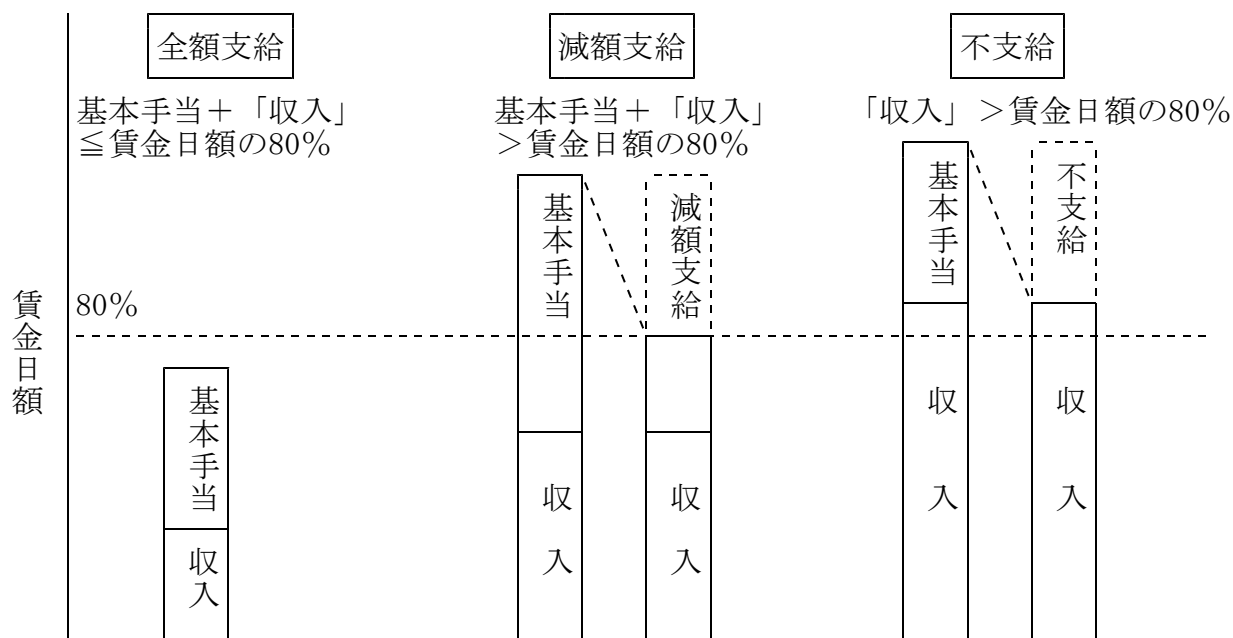
$$[(6,000円/2 - 1,287円) + 4,886円] - 7,000円 \times 80\% = 999円$$

基本手当の支給額は、

$$4,886円 \times (28日 - 2日) + (4,886円 - 999円) \times 2日 = 134,810円$$

※ 控除額とは、

- ① 失業の認定に係る期間中に自己の労働によって収入を得た場合、1日あたりの収入から控除額を控除した額と基本手当の日額との合計額が賃金日額の80%相当額を超えるとき、当該超える額のみだけ基本手当の日額は減額される。
- ② 上記収入から控除額を控除した額が賃金日額の80%相当額を超えるときは、基本手当は支給されない。



(注) 1 「収入」 = 「収入の1日分に相当する額」 - 1,287円 (改正後)

2 説明図中の「基本手当」とは「基本手当の日額」のことである。

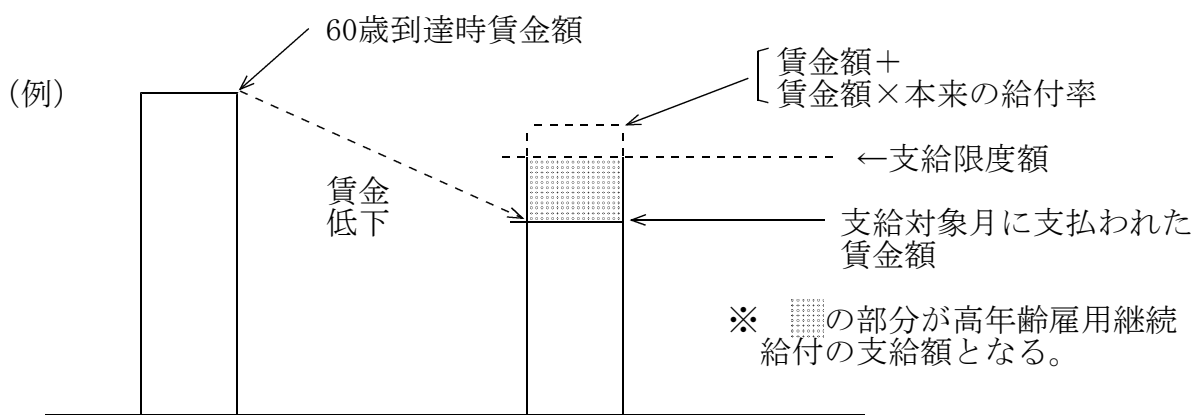
3 高年齢雇用継続給付の算定に係る支給限度額（※）の引上げ

平成27年8月以後、

340,761円 → 341,015円 と引き上げられる。

※ 支給限度額とは、

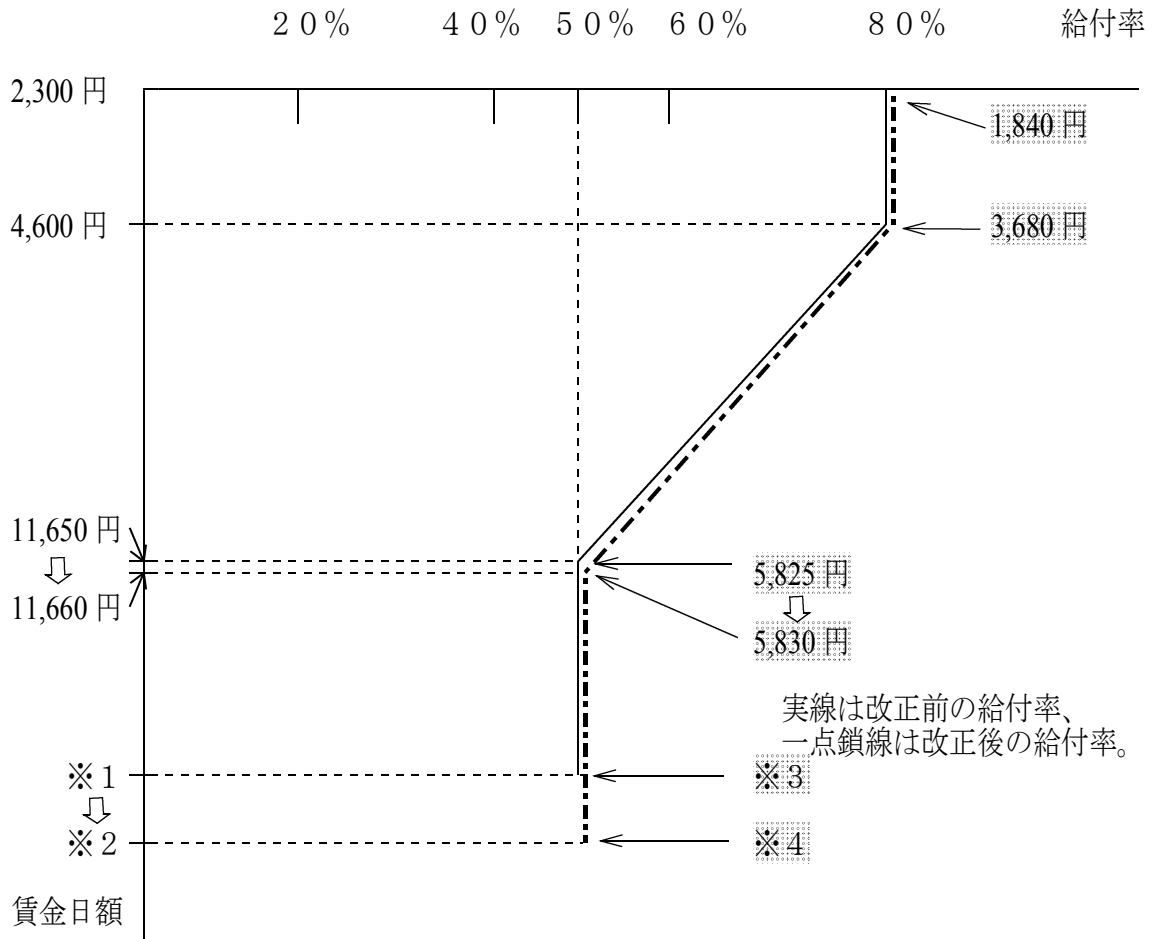
- ① 支給対象月に支払われた賃金の額が支給限度額以上であるときは、高年齢雇用継続給付は支給されない。
- ② 支給対象月に支払われた賃金の額と高年齢雇用継続給付との合計額とが支給限度額を超えるときは、
 $(\text{支給限度額}) - (\text{支給対象月に支払われた賃金の額})$
が高年齢雇用継続給付の支給額となる。



基本手当の給付率新旧比較図

1 60歳未満の受給資格者に係る給付率

*右側の網かけ数値は、基本手当日額

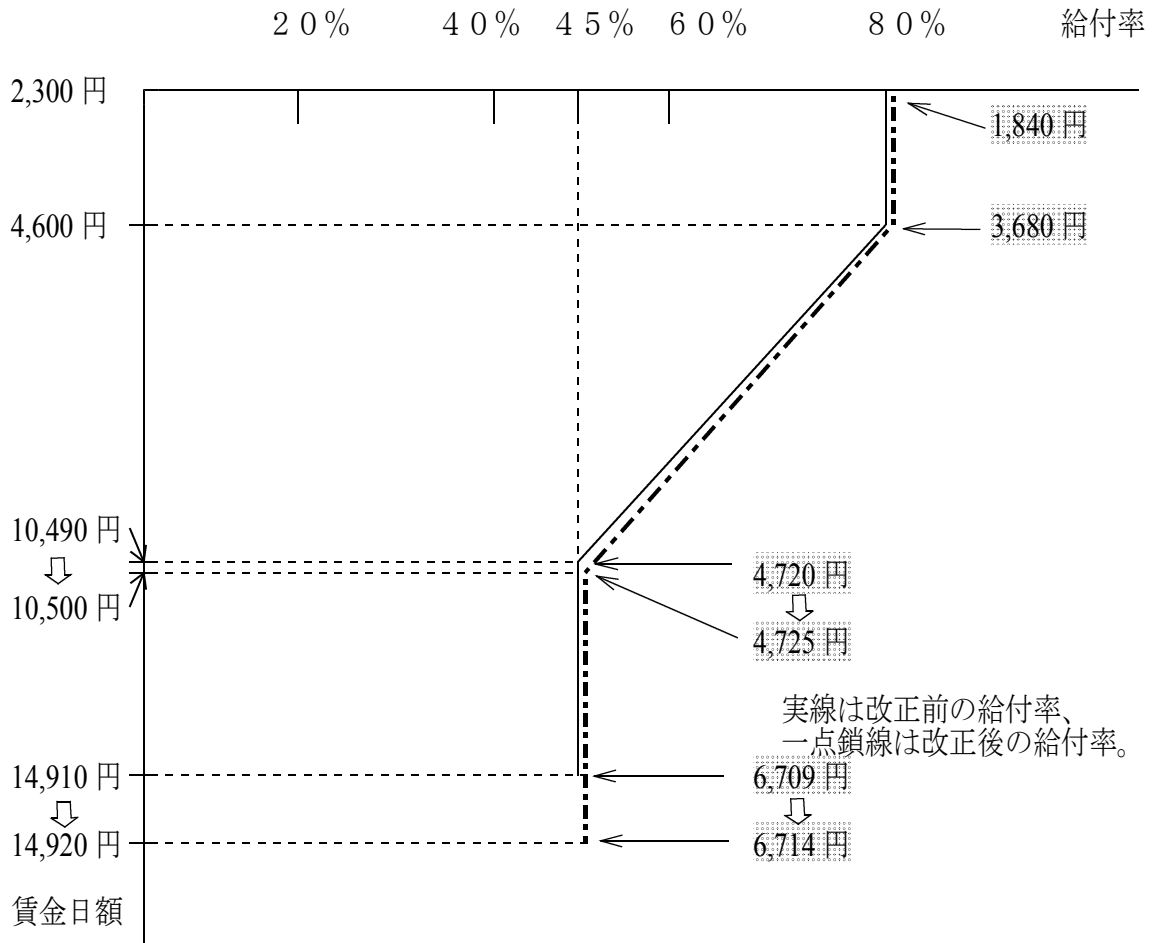


(注) ※1及び※2の賃金日額の上限額並びに※3及び※4の基本手当日額の上限額については、年齢階層により、次のとおりとなっている。

	賃金日額 (改正前)	賃金日額 (改正後)	基本手当日額 (改正前)	基本手当日額 (改正後)
	※1	※2	※3	※4
30歳未満	12,780円	12,790円	6,390円	6,395円
30歳以上45歳未満	14,200円	14,210円	7,100円	7,105円
45歳以上60歳未満	15,610円	15,620円	7,805円	7,810円

2 60歳以上65歳未満の受給資格者に係る給付率

*右側の網かけ数値は、基本手当日額



基本手当日額の計算式及び金額

1. 基準日において30歳以上45歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,300円以上 4,600円未満	$y = 0.8w$
4,600円以上11,660円以下	$y = (-3w^2 + 70,280w) / 70,600$
11,660円超 14,210円以下	$y = 0.5w$
14,210円超	$y = 7,105$

2. 基準日において45歳以上60歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,300円以上 4,600円未満	$y = 0.8w$
4,600円以上11,660円以下	$y = (-3w^2 + 70,280w) / 70,600$
11,660円超 15,620円以下	$y = 0.5w$
15,620円超	$y = 7,810$

3. 基準日において60歳以上65歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,300円以上 4,600円未満	$y = 0.8w$
4,600円以上10,500円以下	$\begin{cases} y = (-7w^2 + 126,600w) / 118,000 \\ y = 0.05w + 4,200 \end{cases}$ のいずれか低い方の額
10,500円超 14,920円以下	$y = 0.45w$
14,920円超	$y = 6,714$

4. 基準日において30歳未満又は65歳以上である受給資格者に対する計算式

賃金日額 (w)	基本手当日額 (y)
2,300円以上 4,600円未満	$y = 0.8w$
4,600円以上11,660円以下	$y = (-3w^2 + 70,280w) / 70,600$
11,660円超 12,790円以下	$y = 0.5w$
12,790円超	$y = 6,395$

- (注) 1 基準日とは、受給資格に係る離職の日をいう。
 2 端数処理については、1円未満を切り捨てる。

(参考2)

雇用保険法第18条第1項、第19条第2項及び第61条第7項
における平均給与額の対前年度比率の算定

	平成25年度毎勤平均定期給与額	平成26年度毎勤平均定期給与額
4月	263,932	264,410
5月	259,835	260,686
6月	261,015	262,102
7月	259,950	261,290
8月	259,206	259,938
9月	259,504	261,019
10月	261,149	261,659
11月	261,354	261,571
12月	260,735	261,502
1月	257,735	256,660
2月	259,064	257,074
3月	261,351	259,251
年度計	3,124,830	3,127,162
平均	260,403	260,597